

令和 3 年度社会福祉施設等の 整備に対する助成事業 申請受付の確認マニュアル

公益財団法人車両競技公益資金記念財団



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

申請書類 の 構成

1. 申請書

2. 添付資料



1 令和 3 年 6 月 10 日

ふりがな しやかいふくしきようぎかいこどもほいくふく
法人の名称 社会福祉法人こどもほいく福祉
事業会
代表者役職 理事長
ふりがな ほ ん ご う た ろ う
代表者氏名 本 郷 太 郎 印

事業計画書兼助成金申請書

令和3年度社会福祉施設等の整備に対する助成事業について、事業計画を策定したので、助成要項第7の規定に基づき、下記のとおり助成金を申請します。

記

1. 助成事業実施予定期間

令和 3 年 11 月 1 日 ~ 令和 4 年 2 月 28 日

2. 法人の概要

法人の所在地	住 所	〒 113 - 0033 東京都文京区本郷 3 - 2 2 - 5 住友不動産本郷ビル8階			
	電 話 番 号	03-5844-3070	FAX	03-5844-3055	
	E-mail	kouekijigyo@vecof.or.jp	URL	https://vecof.or.jp	
	担当者連絡先	ふりがな ほ ん ご う ふ み こ	役職名	庶務係長	
担当者連絡先	氏 名	本 郷 文 子	所属部課名	庶務課	
	電話番号	03-5844-3070	FAX	03-5844-3055	
	E-mail	hongou@vecof.or.jp	携帯電話	090-****-****	

3. 助成事業名及び申請助成金額

[事業費総額(助成対象経費)×助成率2/3以内=助成金申請額(上限400万円)]

助成事業名	令和3年度保育所等の補修改善事業									
本補修改善事業に要する事業費総額	5	3	1	5	7	3	9	円		
申請助成金額	3	5	4	0	0	0	0	円	※万円未満で切り捨て	
自己負担金額	1	7	7	5	7	3	9	円		

No	項 目	確認ポイント
1	日付	共同募金会への提出日
2	法人概要	① 記載内容が履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)と相違ないか。 ② 押印影は、「印鑑証明」の印影と同じものか。 ③ 担当者指名・連絡先欄に記載漏れがないか。 * 交付決定後は担当者への連絡事項があります。 連絡は原則としてE-mailで行いますので記入漏れのないようにご指導ください。
3	助成事業の実施予定期間	① 実施予定期間は交付決定誓約書提出日から令和4年3月31日までか。 ② 受付時点で、既に申請対象の補修改善の全部又はその一部が実施されていなか確認する。 * 着手している場合は補修改善事業(工事請負契約締結含む)は助成対象になりません。 ただし、本申請事業の計画及び本申請に必要な設計監理契約(基本設計・見積)はこの限りとしません。 ③ 工事開始日が受付から交付決定日(9月下旬~10月上旬)になっていないか。
4	・補修改善事業に要する事業費総額(以下「事業費総額」という。) ・申請助成金額 ・自己負担金額	① 事業総額は、手引き5「助成対象の建物部位及び設備」の助成対象経費の総額であり、添付書類の見積書の金額と一致しているか。 ② 申請助成金額の算出額に誤りがないか。 ③ 自己負担金の算出額に誤りがないか。



4. 事業計画

(1) 助成事業対象施設の概要

5	施設名称	むさしの調布こども園		従業員数	15名
	施設種類	こども園(幼保連携型)	定員	140名	実員 155名
6	〒	184 - 9999			
	住 所	東京都府中市調布ヶ丘01-02-3			
	電 話 番 号	04*-5*6-0000	FAX	04*-5*6-000*	
	メールアドレス	hongoukodomom@vecof.or.jp		ホームページURL	https://www.aaa.bbb.ne.jp
7	敷 地 面 積	1,235 m ²	延床面積	877 m ²	
	構 造	鉄筋コンクリート造		階数	2 階建
	建 築 時 期	昭和 40 年 3 月 31 日			
	建築確認通知	昭和 39 年 10 月 10 日 第 1234 号			
	検査済証	昭和 40 年 2 月 1 日 第 4321 号			

(2) 補修改善工事の設計監理

7	補修改善工事設計監理	設計監理者氏名	建 築 設 男		
		設計監理者事務所の名称	武蔵野建築設計事務所		
		建築士区分	右記から選択し○で囲んでください(一級・二級・木造)		
		住 所	〒 123 - 4567 武蔵野市武蔵野町1-2-3		
		電 話 番 号	04*-1234-9876	FAX	04*-1234-9870
		メールアドレス	mailaddress@domain.ne.jp		ホームページURL https://www.****.ne.jp

【参考】

○施設の種類
保育所
こども園(幼保連携型)
こども園(保育所型)
○構造
鉄筋コンクリート造
重量鉄骨造
軽量鉄骨造
木造
鉄骨鉄筋コンクリート造
コンクリート充填鋼管構造
アルミ造
その他

No	項目	確認ポイント
5	(1) 助成事業対象施設の概要 ・施設の名称 ・施設の種類 ・施設の所在地	① 各欄の記載漏れがないか。 * 法人の概要欄と同じ場合であっても省略せずに、必ず記載するよう指導してください。 ② ホームページ開設の有無を確認。 * 当財団での審査に当たりホームページで運営状況等を確認します。開設していない場合は、URL欄に「-」を記載するよう指示してください。
6	・建物等の概要	① 各欄の記載漏れがないか。 ② 建築確認通知、検査済証欄が添付書類No14建築確認済証、No15検査済証と一致しているか。 * 法令に違反し建築された施設には助成できません。当該施設が適法に建築されていることを確認するための重要なエビデンスです。 * これらの証書がない場合は、建築を届け出た機関又は自治体から発行したことの証明を取得するよう指導してください。
7	(2) 補修改善工事の設計監理	① 設計監理を行う建築士の氏名及び所属先が記載されているか。 * 設計監理契約の費用は助成対象経費です。有資格者が設計監理者に就くよう指導してください。

設計監理は、建築主の立場に立って工事を設計図書と照合して、工事に手抜きや不具合なく設計図書のとおり実施されているか監理することです。助成する補修改善工事の質を担保するために必要な業務です。

建築士法では、建築物の安全性などの質の確保を図るために、原則として建築士が設計・工事監理を行わなければならないこととなっています。また、建築基準法においても、建築士法に違反して設計された建築物についての確認申請書の受理や工事の施工を禁止しています。

8

(3) 自己負担金（資金）の内訳

資金名目	金額	摘要
現金預金	275,739 円	父母〇Ｂ会寄附金含む
修繕費積立金	1,500,000 円	
	円	
計	1,775,739 円	

9

(4) 本助成対象事業に係わる本財団以外からの助成金・補助金・寄付金・借入金等がある場合は、下表に団体・機関名等とその金額を記入してください。

団体・機関等の名称	金額	種類
父母〇Ｂ会	250,000 円	寄附金
	円	
	円	
計	250,000 円	

10

(5) 助成金・補助金を受けた実績（今回の補修改善対象となる施設）には年度を赤太にしてください。

年度	助成団体・機関名	施設名	施設の種類	助成金額	事業費総額	助成対象
昭57	東京都共同募金会	本郷こども園	保育所	1,297,000	15,400,000	外壁修繕・塗装
平10	国・都	むさしの園布こども園	保育所	18,785,000	251,890,000	床張替、防水、空調入替え
平15	国、都、市	武蔵野こども園	保育所	29,817,000	360,990,000	子育て支援センター新築工事
平19	〇〇財団法人	本郷こども園	保育所	6,970,000	9,290,000	送迎バス2台
			計	56,869,000円	637,570,000円	

11

(6) 本財団から受けた助成金の実績

年度	施設名	施設の種類	助成金確定額	確定事業費総額	助成対象
平23	むさしの園布こども園	保育所	4,000,000	8,230,000円	外壁塗装、屋根防水工事
		計	4,000,000円	8,230,000円	

No	項目	確認のポイント
8	(3)自己負担金（資金）の内訳	資金名目（貸借対照表の勘定科目）と金額が記載されているか。 * 助成事業の選定基準に適合しているか審査するために自己負担金（資金）の出処の確認が必要となります。
9	(4)本財団以外からの助成金・補助金・寄付金・借入金等	本財団以外からの助成金・補助金・寄付金・借入金等がある場合にのみ記載します。 * 実績がない場合は「なし」と記載
10	(5) 助成金・補助金を受けた実績	実績の有無を確認 * 実績がない場合は「なし」と記載
11	(6) 本財団から受けた助成金の実績	実績の有無を確認 * 実績がない場合は「なし」と記載



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

(7) 補修改善内容、補修改善の目的と期待効果

① 補修改善工事名

1.2階トイレの改修

② 補修改善箇所

1.2階トイレ

③ 補修改善内容

- ア 大便器8基(和式)、小便器8基のうち大便器8基を洋式に取り替える。
 イ トイレブースの扉や土台部が腐食破損しているのでトイレブースを取り替える。
 ウ 便器の取り替えに伴い、壁と床のタイルを張り替える。
 エ 1階、2階手洗いシンクが老朽化しており取り替える。
 オ トイレ設置に伴う配管工事(給水、排水)
 カ 老朽化した給湯設備(給湯器)を取り替える。

④ 補修改善の目的及び必要性(具体的に記入する。)

ア 現在の園児は和式のトイレを使用した経験がないため、一人でトイレに行けない園児もいて、職員がその都度付き添うなど、その時間帯の保育カリキュラムが中断したり、人手が割かれる状態にある。また、不慣れな和式のためトイレ待ちの時間も多くにある。自宅と同様に一人でも排泄に行ける環境に改善したい。

イ トイレブースの扉や床のタイルも劣化しているので、劣化部分に起因する怪我などが起こらないように綺麗で明るいトイレに改修したい。

ウ 給湯器の老朽化により手洗いの際の水温が安定していないため、冬季などは園児の手洗いが難になる。衛生面からも適切な手洗い習慣をつけてもらいたいので、水温管理ができる給湯設備が必要。

⑤ 補修改善後に期待する効果・成果(具体的に記入する。)

ア 園児の和式トイレに対するストレスを取り除けるとともに、トイレ待ちの時間も減ったり、職員の付き添いが必要なくなることで、付き添いによる中断もなく集中して園児と接することができる。

イ トイレは一日数回行くところなので、排泄面に課題を抱える園児にもトイレへの抵抗を感じない綺麗で安全、衛生的な環境に整備できれば楽しい保育園生活となる。

ウ 一年を通して適切な水温で手洗いできることで、正しい手洗いが励行され衛生面の向上が期待できる。

(8) 補修改善の実施スケジュール

時期	実施項目
令和3年4月	改修計画及び予算案の理事会承認
令和3年5月	基本設計及び設計監理契約
令和3年6月	助成金交付申請
令和3年9月～10月上旬	交付決定(予定)
令和3年11月上旬	施工業者入札・契約締結
令和3年12月初旬	工事着工
令和3年2月下旬	工事完了・引き渡し

No	項目	確認のポイント
12	(7) 補修改善内容、補修改善の目的と期待効果 ①補修改善工事名 ②補修改善箇所 ③補修改善内容 ④補修改善の目的及び必要性 ⑤補修改善後に期待する効果・成果	①から⑤に記載されているか。 *箇条書きにするなど要点を簡潔記載するように指導して下さい。
13	(8)補修改善の実施スケジュール	法人の意思決定から記載されているか。 *申請時の法人が予定しているスケジュールで、施工業者の入札、決定後の末ジュール変更は問題ありません。



14

(9) 補修工事の内容

No	補修工事の箇所	現在の状況			補修工事内容		
		現状	仕様	面積・数量	補修内容	仕様	面積・数量
1	便器取り替えに伴うタイル改修	老朽化、一部破損	磁器タイル100角	13.5㎡	タイル張替え	磁器タイル100角	3.69㎡
2	壁タイル改修	老朽化、一部破損	磁器タイル100角	4.70㎡	タイル張替え	磁器タイル100角	10.76㎡
3	トイレブース取替	土台部腐食	メラミン化粧合板	4箇所	土台取替	メラミン化粧合板	4箇所
4	1階2階便器取り替えに	和式便器	幼児用和式便器	8基	便器取替	幼児用洋式便器	8基
5	1階、2階手洗いシンク取替工事	老朽化、一部破損	手洗いシンク	2箇所	手洗いシンク取替	手洗いシンク	2箇所
6	給湯設備取替工事	老朽化	都市ガス式	1箇所	給湯器取替工事	都市ガス式	1箇所

15

(10) 収支予算書

【収入の部】			(単位:円)
科目	予算額	備考	
助成金	3,540,000		
自己負担金	1,775,739	内訳は4.(3)参照	
計	5,315,739		

【支出の部】

			(単位:円)
科目	予算額		
工事費	4,765,739	経費明細・見積書参照	
設計管理費	550,000		
計	5,315,739		

(11) 経費明細

							(単位:円)
No	科目	内容	数量 (単位)	単価 (税抜)	助成対象 経費(税抜)	事業費総額 (税込み)	
1	修繕費	トイレ便器取り替え	一式	1,560,000円	1,560,000円	1,716,000	
2	修繕費	トイレタイル取替	一式	600,000円	600,000円	660,000	
3	修繕費	手洗いシンク取替	一式	472,490円	472,490円	519,739	
4	修繕費	園庭手洗い場新設工事	一式	685,900円			
5	修繕費	給湯設備取替	一式	1,700,000円	1,700,000円	1,870,000	
6	委託費	設計管理費	一式	500,000円	500,000円	550,000	
7							

16

No	項目	確認ポイント
14	(9)補修工事の内容	補修箇所の現状と補修内容が記載されているか。 *未記載で申請されるケースがあります。必ず記載したものを提出として下さい。
15	(10)収支予算書	収入の部と支出の部の計が合致しているか
16	(11)経費明細	①事業費総額(税込み)の計が上記(10)収支予算書の収入の部と支出の部の計が合致しているか。 ②添付書類の見積書に助成対象外の経費が計上されている場合は、No4欄の記載例に倣い記述されているか。



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

17

添 付 書 類

下表の書類を提出します。

法人担当者氏名 本 郷 文 子 印

■申請者が準備する書類

No	書 類 名	備 考	準備状況 チェック
1	定款		✓
2	役員名簿		✓
3	令和2年度事業報告書		✓
4	令和2年度収支報告書		✓
5	令和2年度貸借対照表		✓
6	令和3年度の事業計画書	・修繕計画の記載がある場合は、当該箇所にマーカーをしてください。	✓
7	令和3年度の収支予算書	・記載がない場合でも提出してください。	✓
8	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	提出日において証明期限が有効なもの	✓
9	登記事項全部証明書（不動産登記簿謄本）	・提出日において証明期限が有効なもの ・「土地一覧表」でまとめてください。	✓
10	公図（こうず）	公図とは、法務局に備え付けられている図面で、土地の位置や形状を確定するための地図で、法的な図面です。	✓
11	法人登録印印鑑証明	提出日において証明期限が有効なもの	✓
12	配置図 * 建築確認申請時の配置図と現状の配置図	・「建物一覧表」でまとめてください。 ※同一敷地内に建物が複数ある場合は補修改善対象施設棟をマーカーなどで明示。その他建物についても敷地内配置図（平面図）に竣工の年月日、構造、床面積を明記してください	✓
13	建築確認申請書(写)	補修改善対象施設に関するもの	✓
14	建築確認済証(写)	補修改善対象施設に関するもの	✓
15	検査済書（写）	〃	✓
16	建築時の建物の仕上表	〃	✓
17	建築時の建物の平面図	〃	✓
18	建築時の建物の立面図	〃	✓
19	建築時の建物の断面図	〃	✓
20	反社会的勢力排除に関する誓約書		✓

* No13建築施設申請書、No14建築確認通知、No15検査済書を紛失している場合は届け出機関又は自治体にご相談下さい。
代わる証書を取得することができます。（「建築計画概要書」「台帳記載事項証明書」等）

■設計監理者が作成準備する書類（工事計画等設計図書及び見積に関する書類）

※事業計画書兼助成金申請書の4. 事業計画（2）補修改善工事の設計監理に記載の設計監理者が作成したもの。

	書 類 名	備 考	準備状況 チェック
21	特記仕様書（設計者名明記）	特記事項が無い場合は「特記事項無し」と記載し提出してください。	✓
22	仕上表（設計者名明記）		✓
23	配置図（設計者名明記）	No12から変更がない場合は流用可	✓
24	平面図（設計者名明記）	補修改善対象施設に関するもの	✓
25	立面図（設計者名明記）	〃	✓
26	断面図（設計者名明記）	〃	✓
27	今回工事申請に関する改修詳細設計図	各工事の種類毎に作成すること。	✓
28	※予定工程表	様式を参考に作成してください。	✓
29	修繕改善箇所の写真	・工事写真のルールに則ってください。 ・不具合などの説明を明記してください。	✓
30	工事見積書		✓
31	設計監理見積書	明細を添付してください。	✓
32	参考見積資料（業者見積書、定価表等）		✓
33	※採用単価の根拠説明書	「予算金額・単価・数量の作成根拠」を作成してください。	✓
34	※積算数量計算書		✓
35	反社会的勢力排除に関する誓約書		✓

※チェック欄に証跡を残し本表の写しを必ず申請書類に同封して下さい。

No	項目	確認ポイント
17	添付書類 ■申請者が準備する書類	①全ての添付書類が添付されているか。 * No16からNo19の建築時の図面がない場合は直近の図面 ②法人担当者氏名が記載されているか。 ③法人担当者のチェック証跡があるか。
	■設計監理者が作成準備する書類	①全ての添付書類が添付されているか。 ②法人担当者のチェック証跡があるか。



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

【参考：用語の解説と必要制】

補修改善工事が冷暖房設備や便所等の機器・器具の取り換え工事であっても、補修改善対象施設の構造、電気の配線や配管等も含め、補修改善工事の全体を把握し審査するために必要な書類です。
※ 添付資料に不足がある場合は受理することができませんのでご注意ください。

用語	解説	必要性
建築確認通知 (建築確認済証)	・設計段階で建築基準法の規定に適合しているか否かの確認が「建築確認」です。 ・建築確認で法令上問題ないことが確認できた場合、各市区町村に建築確認申請を行います。 ・申請が受理された場合にのみ発行されるのが「建築確認通知書」です。	・公益目的事業である本財団の助成は法令に違反した建築物に助成できません。これらの証書で補修改善対象の施設が違反なく建築されていることを確認します。
検査済証	・検査済証は、建築基準法で定められた「建築確認、中間検査、完了検査」の3つがすべて完了し、その建物が法律の基準に適合していることが認められたときに交付される書類です。 ・完了検査を受けていない又は検査済証がない建物は違法とみなされます。 ・これら建築過程の検査は、建築物の安全性等の確保を目的とする制度で、一定の建物を建築しようとする場合は、この検査が義務付けられます。	

* 建築確認通知、検査済証を紛失している場合は届け出機関又は自治体にご相談下さい。
 建築確認済証、検査済証に代わる証書を取得することができます。



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
 略称「公益記念財団」

以上、確認のポイントにご留意いただき、申請書の受付業務を実施して下さいますようお願い致します。

なお、ご不明な点につきましてはメールでお問い合わせ下さい。

公益財団法人車両競技公益資金記念財団

公益事業部公益事業課

E-Mail: kouekijigyou@vecof.or.jp